

被害者のために弁護士ができること～1人で悩まずご相談下さい

静岡県弁護士会では、犯罪の被害に遭われた方やご家族からのご相談をうけ、法的サポートを行なっています。

被害者相談の実施（初回相談料は無料）

弁護士会では、犯罪被害に遭われた方のための相談を行なっています。被害者が利用できる法的手続、加害者に対する損害賠償請求等についてアドバイスをします。

被害回復のためのサポート

経済的被害を回復するための手続についてご相談にのり、アドバイスをします

加害者等に対し、損害賠償請求を行なったり、示談交渉を代理したりします

損害賠償命令や民事裁判を被害者の代理人となつて行ないます

Q 損害賠償命令って何？

一定の犯罪の被害者やその遺族からの申立により、刑事裁判手続終了後、刑事裁判所が引き続き損害賠償についても審理・判断をする制度です。民事裁判は、被害者にとって、費用がかかったり、手続が煩雑だったり負担の大きいものでしたが、損害賠償命令制度は、被害者の方の負担を軽減するために簡単・迅速な手続となっています

Q 費用はかかりますか？

申立費用は、一律2000円で、費用も負担とならないようになっています

Q 弁護士に手続を頼みたいのですが？その場合の弁護士費用は？

もちろん、弁護士に手続を依頼することができます。経済的に余裕のない被害者の方は、法テラスによる民事法律扶助（法テラスにおいて弁護士費用を立替える制度）の利用が可能です。ご相談下さい。

刑事手続におけるサポート

加害者に対する告訴・告発等のご相談にのり、捜査や裁判の仕組み・流れについて説明し、状況を確認・報告します

示談交渉等において、加害者や加害者の弁護人に対応します

裁判の記録や判決の取り寄せを行ないます
マスコミの報道に対し様々な要請をしたり、マスコミに対応したりします

被害者参加制度

参加される被害者の方から委託を受け、被害者の方のための刑事裁判において活動します。

Q 被害者参加制度って何？

一定の犯罪の被害者やその遺族が、裁判所の決定により、刑事裁判に出席し、被告人に対し質問を行なうなど、刑事裁判に被害者が直接参加できる制度です。

Q 被害者が刑事裁判に参加すると何ができるの？

刑事裁判に出席できます（参加しない被害者の方でも傍聴は可能です）

証人に質問ができます（質問内容には一定の制限があります）

被告人に質問ができます（質問内容には一定の制限があります）

被害者として意見を述べるすることができます

Q 手続が難しそうで、よくわからないのですが？

刑事裁判に参加される被害者の方は、弁護士を選任し、弁護士とともに上記の行為をすることができます。そのような活動をする弁護士を被害者参加委託弁護士といいます

Q 弁護士費用が心配ですが？

経済的に余裕のない被害者参加人の方は、被害者参加人のための国選弁護制度が利用できます。

